

～県民・事業者の皆様へ～

## 事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例

愛知県では、地域商業の活性化及び長期的な発展、安全で安心できる魅力あるまちづくりの推進を図ることなどを目的に、2024 年 4 月に「事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（以下、「条例」）」を制定しました。

この条例では、基本理念、県民や事業者等（大型店、商店街の方々、事業者が組織する公共的な団体等）の皆さんに期待する役割などを規定していますので、ご協力をお願いします。

### 条例の基本理念

- 事業者等による地域貢献活動の推進は、県、市町村、事業者等及び地域の多様な主体の連携並びに事業者等の相互の連携を図りながら、地域社会の持続可能な発展を目指して行う。
- 事業者等による地域貢献活動の推進は、県民の理解と協力の下に、地域の特性に応じて継続的に行う。

### 県民の役割

- 県民は、事業者等による地域貢献活動について理解を深めるよう努めるとともに、事業者等による地域貢献活動に協力するよう努める。

### 事業者等の役割

- 事業者等は、地域社会の構成員としての社会的な責任を自覚し、地域商業の活性化に資する活動や、地域貢献活動の実施に努める。
- 大規模小売店舗設置者は、当該地域と連携を図りながら、主体的・積極的に地域貢献活動の実施に努める。
- 事業者は、地域商業関係団体への加入その他の方法により、相互に連携を図るよう努める。

条例の Web ページは以下でご覧いただけます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogyo/chiiikikouken-jourei.html>

【問合せ先】愛知県経済産業局中小企業部商業流通課街づくりグループ  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
電話：052-954-6338 Eメール：shogyo@pref.aichi.lg.jp